

17高私助第3号
平成18年3月6日

文部科学大学所轄各学校法人理事長
各都道府県専修学校主管課長

殿

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課長
永山賀久

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課長
高橋道和

(印影印刷)

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費及び私立大学等
研究設備等整備費に係る補助事業の交付内定前の事業着手に
ついて（通知）

標記事業については、従来、事業の着手時期が交付内定前であるものについても補助対象として取り扱ってきたところですが、私立大学等については、平成17年12月26日付け事務連絡により、専修学校については、平成17年9月27日付け17生生推第5の4号により、文部科学大臣が承認したもの以外については、「平成18年度以降、原則として、補助金の交付内定前に事業着手（施工業者等との契約を含む。）したものについては、補助対象としない。」としたところです。

このたび、標記に係る要件及び承認申請書の様式について別紙のとおり定めましたので、貴法人の設置する大学等及び貴管下学校法人に周知いただき、今後の補助事業の応募に当たっては、その取り扱いに遺漏のないようお取り計らい願います。

一 担 当

（大学、短期大学、高等専門学校）
高等教育局私学部私学助成課
助成第二係 山本、大津
電話 03-5253-4111（内線2774）
FAX 03-6734-3396
E-mail: sigakujo@mext.go.jp

（専修学校）
生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

専修学校第二係 高木、為近
電話 03-5253-4111（内線2938）
FAX 03-6734-3396
E-mail: syosensy@mext.go.jp

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費及び私立大学等研究設備等整備費に係る補助事業の交付内定前の事業着手の承認要件

- ア. 計画した研究及び教育カリキュラムの実施上特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- イ. 学生等の生命・健康等に係る安全の確保のため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- ウ. 地元住民、利害関係人等からの苦情・要望を調整した結果、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- エ. 施工業者等における資材の調達、労働者の手配調整、特定の納期等が制限されるため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- オ. 気候等自然条件により、事業経費が著しく高騰又は事業の実施が困難になるため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- カ. 他公共事業（災害復旧、上下水道、電話、電気、鉄道等）等との調整のため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- キ. その他、文部科学大臣が特に認めたもの。